

別紙

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者、その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引き受け

(運送の引き受け)

第3条 当社は次条の規定により運送の引き受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引き受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送申し込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき

- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込を禁止された物品を携帯しているとき
- (8) 旅客が第8条第3項又は第4項の規定により持込を拒絶された物品を携帯しているとき
- (9) 旅客が泥酔したもの又は不潔な服装をしたもの、監護者に付き添われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る）の患者（これらの患者とみなされるものを含む）又は新感染症の所見のあるものであるとき

(運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車する自動車の指定、乗車区間の制限をすることがあります。

- 2 当社は前項の規定による指定又は制限をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」と言う）に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第2節 運賃

(運賃)

第6条 当社が旅客から収受する運賃は、地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

- 2 前項の運賃は、関係の営業所等に掲示します。

第3節 手回品

(手回品)

第7条 旅客は、自己の身の回り品のほか、手回品（旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ）を無料で車内に持ち込むことができます。

(手回品の持ち込み制限)

第8条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 当社は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込を拒絶することがあります。

4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第3章 責任

(旅客に対する責任)

第9条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において又は旅客の乗降中に生じた場合に限りです。

第10条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。但し、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(手回品に関する責任)

第11条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

(異常気象時における措置に関する責任)

第12条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送

の安全の確保のため一時的に運行中止その他に措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第13条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

平成21年 / 月 20日

中国運輸局長 殿

住所 広島県東広島市豊栄町清武20番地の4
名称 有限 豊栄交通 会社
代表者 取締役 新田 拓也



一般乗合旅客自動車運送事業の運送約款設定認可申請書

この度、下記のとおり一般乗合自動車運送事業の運送約款を設定したいので、道路運送法第11条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請致します。

記

1. 名称及び住所

名称

有限 豊栄交通 会社

住所

広島県東広島市豊栄町清武20番地の4

2. 自動車運送事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 設定しようとする運送約款

別紙の通り

